

高崎市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第10条、第48条、第51条の27及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の22、第24条の34、第57条の3の2の規定に基づき、指定障害者支援施設の設置者、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、市が行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第2 指導及び監査の目的

指導は、障害福祉サービス事業者等に対して行う自立支援給付、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費（以下「自立支援給付等」という。）に係る障害福祉サービス等（以下「自立支援給付等対象サービス」という。）の内容並びに自立支援給付等に係る費用（以下「報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、障害福祉サービス事業者等の支援を基本とし自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

監査は、自立支援給付等対象サービスの内容及び報酬の請求に関し、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める勧告、命令、指定の取消し並びに期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止（以下「指定取消処分等」という。）に該当する場合、又は報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とし、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

第3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、市が所管する次に掲げる障害福祉サービス事業者等とする。

- 1 指定障害者支援施設
- 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）
- 3 指定障害福祉サービス
- 4 指定一般相談支援
- 5 指定特定相談支援
- 6 指定障害児通所支援（児童発達支援センターを含む）
- 7 指定障害児相談支援

第4 指導について

1 指導の方針

指導は、自立支援給付等対象サービスの取扱い及び報酬の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを方針として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

(3) 書面指導

障害福祉サービス事業者等から提出された書類等に基づき書面において行う。

3 指導対象の選定基準

指導は全ての障害福祉サービス事業者等の中から、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年度作成する実施計画において、事業種別毎の状況に応じて選定する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導については、自立支援給付等対象サービスの取扱い、報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導の選定基準

ア 運営指導の選定基準は、以下のとおりとする。

- ① 国の示す「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」等に基づき、障害福祉サービス事業者等を選定する。
- ② その他特に指導を要すると認める障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

イ 実施回数

指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が運営する事業所のうち、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、概ね3年に1回以上の頻度で実施する。その他の事業所については、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、年に1回以上実施する。

- (ア) 施設又は事業所の運営において、関係法令・通知等に照らし著しく適正を欠くなど、重大な問題が認められる。
- (イ) 施設又は事業所を開設して7年未満であり、継続指導の必要があると認められる。
- (ウ) その他、運営指導所管課と協議し、年に1回以上実施する必要があると認め

られる。

(3) 書面指導の選定基準

利用者数、自立支援給付等請求件数等が極めて少ない等、運営指導を実施する必要性が低いと考えられる事業所に対して実施する。

(4) 群馬県との連携

市及び群馬県は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

4 指導の実施方針及び実施計画

(1) 指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の運営指導等の実施時期、指導班の編成及び規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。

(3) 障害福祉サービス事業者等の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、計画に関わらず適宜運営指導を実施する。

5 指導の実施方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、自立支援給付等対象サービスの取り扱い、報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により情報提供をするとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

① 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、指導担当者数、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認める場合には、運営指導の開始時に文書を提示することによって行う。

② 指導方法

運営指導は、第4の5（4）に規定する自主点検表に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善報告書の提出を要すると認められた事項及び報酬について過誤による調整を要すると認められた事項（以下「文書指摘事項」という。）を含め、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。なお、文書指摘事項に該当しない事項で、改善が必要な事項については、口頭指摘事項とし、文書指摘事項と同様の方法により通知する。

④ 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書指摘事項を指摘する場合は、改善期日を記載した指導結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日から概ね30日以内とする。

⑤ 指導体制

運営指導は、原則として2名以上の指導班を編成して実施する。

⑥ 指導による指摘に伴う自主返還

自立支援給付等対象サービスの内容又は自立支援給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、指摘を受けた事項について原則として指導月から過去5年について自主点検させ、その結果を実施機関に報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、該当する保険者及び利用者に対し自主返還するよう指導する。

(ア) 障害福祉サービス事業者等に対して自主返還を指導したときは、該当する保険者に対し、当該障害福祉サービス事業者等の名称、指導結果及び返還金額等必要な情報を通知する。

(イ) 自主返還が完了したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対して返還金額及び返還完了日等について報告を求めるものとする。

(ウ) 一定期間を経過しても返還が行われない場合は、当該障害福祉サービス事業者等に対し必要に応じ監査を実施する。

(3) 書面指導

① 指導方法

書面指導は、障害福祉サービス事業者等から提出された書類等に基づき審査を行い、必要に応じ関係者から関係書類等を基に説明を求める。なお、事業所から提出された書類等を確認した結果、運営指導が必要と判断した場合は、改めて運営指導を実施する。

② 指導結果の通知等

書面指導の結果については、文書指摘事項を含め、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。なお、文書指摘事項に該当しない事項で、改善が必要な事項については、口頭指摘事項とし、文書指摘事項と同様の方法により通知する。

③ 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書指摘事項を指摘する場合は、改善期日を記載した指導結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、指導結果通知書発送日から概ね30日以内とする。

0日以内とする。

(4) 調査書等の提出

運営指導等の実施にあたっては、障害福祉サービス事業者等から指導に必要な書類（自主点検表）等の提出を求めることができる。

6 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに第5に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合。

第5 監査について

1 監査の方針

監査は、自立支援給付等対象サービスの取扱い及び報酬の請求等に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを方針とする。

2 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要であると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ① 通報・苦情・事故・相談等に基づく情報
- ② 市町村、相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 運営指導において確認した情報

障害者総合支援法第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項に基づく指導により確認した、障害福祉サービス事業者等についての指定基準違反等。

3 監査方法等

(1) 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該障害福祉サービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(2) 監査実施通知

監査実施通知は、あらかじめ次に掲げる事項を文書により障害福祉サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認める場合には、監査の開始時に文書を提示することによって行う。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時
- ③ 監査担当者数

④ 監査対象施設（事業所）

4 監査結果の通知等

（１）監査の結果の通知

監査の結果、改善勧告にはいたらないが、改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

（２）報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対しては、改善期日を記載した監査結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、監査結果通知書発送日から概ね３０日以内とする。

5 行政上の措置

市長は、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法及び児童福祉法に掲げる規定に基づき、下記の行政上の措置を機動的に行うものとする。

（１）勧告

障害福祉サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

（２）命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

（３）指定の取消し等

市長は、指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第５０条第１項各号、第５１条の２第１項及び第２項各号、児童福祉法第２１条の５の２第１項各号、第２４条の３第６各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等（のぞみの園を除く）に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

6 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

7 経済上の措置

- (1) 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について当該自立支援給付等に関する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第1項、児童福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収等として徴収を行うよう依頼するものとする。
- (2) 命令又は指定の取消し等を行った場合には、当該障害福祉サービス事業者等に対し、原則として、障害者総合支援法第8条第2項、児童福祉法第57条の2第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

第6 指導及び監査の実施機関

指導及び監査の実施機関は、原則として以下のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、必要に応じ、指導監査課、所管課等との合同で実施することができるものとする。

(1) 指導の実施機関

- ① 指定障害者支援施設の設置者、のぞみの園、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者については、指導監査課とする。
- ② 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については、障害福祉課とする。

(2) 監査の実施機関

原則として指導監査課が行うこととするが、第4の6に該当する場合は指導の実施機関が引き続き実施するものとする。

第7 関係機関との連携

- (1) 指導及び監査にあたっては、群馬県及び市町村（支給決定権者）等との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

第8 その他

- (1) 取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。
- (2) 監査及び行政措置の実施状況について、必要に応じて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。
- (3) 指導監査結果のうち、文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として高崎市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月7日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。